

熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第18号

熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第66号)の一部を次のように改正する。

目次中「第32条の2」を「第32条の3」に、「第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第50条ー第53条)」を「第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第50条ー第53条)」に改める。

第3条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第7条ただし書中「特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員(第41条第2項(第53条において準用する場合を含む。)の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。)、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームをトホトホいう。以下この条において同じ。)を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホーム(第50条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型特別養護老人ホーム(第12条第8項に規定する地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除き」を削る。

第8条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第24条第2項中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第25条第3項中「職員が」を「職員に対し、」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させたために必要な措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のために必要な訓練」を加える。

第32条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第2章中第32条の2を第32条の3とし、第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第34条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第35条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第36条第4項第1号中「入居定員は、」の次に「原則として」を、「以下」の次に「とし、15人を超えないもの」を加え、同号ア中(オ)を削り、(カ)を(オ)とし、(キ)から(コ)までを(カ)から(ケ)までとする。

第37条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第41条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第41条に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第43条中「第24条まで」の次に「、第25条の2」を加え、「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第46条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の待遇に支障がないときは、第6号の栄養士を置かないことができる。

第46条第9項の表特別養護老人ホームの項を次のように改める。

特別養護老人ホーム	生活相談員	生活相談員
	栄養士	栄養士
	機能訓練指導員	機能訓練指導員
	調理員	調理員
	事務員その他の職員	事務員その他の職員

第48条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第49条中「、第32条及び第32条の2」を「及び第32条から第32条の3まで」に、「第32条の2まで」を「第32条の3まで」に改める。

第51条第4項第1号中「入居定員は、」の次に「原則として」を、「以下」の次に「とし、15人を超えないもの」を加え、同号ア中(オ)を削り、(カ)を(オ)とし、(キ)から(コ)までを(カ)から(ケ)までとする。

第53条中「第24条まで」の次に「、第25条の2」を加え、「第32条、第32条の2」を「第32条から第32条の3まで」に、「第32条の2まで」を「第32条の3まで」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雜則

(電磁的記録等)

第54条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙

その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第5条から第7条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)
第2条 熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第67号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 運営に関する基準(第13条ー第31条)」を「第4章 運営に関する基準(第13条ー第31条)」に改める。
32条)

第3条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第8条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

- 第9条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第13条第16項の表養護老人ホームの項を次のように改める。

養護老人ホーム	生活相談員	生活相談員
	栄養士	栄養士
	調理員	調理員
	事務員その他の職員	事務員その他の職員

第17条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第25条第2項第1号、第30条第1項第3号及び第30条の2第1号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第24条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

- 4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する待遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行ふものとする。

第25条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のために必要な訓練」を加える。

第30条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 本則に次の1章を加える。

第5章 雜則

(電磁的記録等)

第32条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第68号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 運営に関する基準(第12条ー第35条)」を「第4章 運営に関する基準(第12条ー第35条)
36条」に改める。

第3条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第8条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第18条第5項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第27条第2項第1号、第34条第1項第3号及び第34条の2第1号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第25条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該軽費老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させたために必要な措置を講じなければならない。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のために必要な訓練」を加える。

第29条に次の1項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第34条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第34条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第34条の2 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第5章 雜則

(電磁的記録等)

第36条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第3条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

附則第11条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームB型は、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第69号)の一部を次のように改正する。

「第4節 運営に関する基準(第272条-第278条)」を「第14章 運営に関する基準(第272条-第278条)」に改める。

雜則(第279条)

第4条に次の2項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第30条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はま

ん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。
2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第57条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第57条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

- 2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることは防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第63条中「第32条」を「第32条の2」に改め、「、第38条(第4項を除く。)、第39条」を削り、「第41条まで」の次に「(第38条第4項を除く。)」を加える。

第77条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第85条第5号中「構成される会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第87条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第95条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言は、原則としてサービス担当者会議に参加することにより行うこと。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、

居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

第95条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第96条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第107条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第108条第3項に後段として次のように加える。
この場合において、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第108条に次の1項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第110条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第111条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第111条の2を第111条の3とし、第111条の3の次に次の1条を加える。
(地域との連携等)

第111条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行いうよう努めなければならない。

第114条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第37条から第39条まで」を「第37条、第38条、第40条の2」に改め、「第107条」と、「」の次に「同項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第116条中「第27条、第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第37条から第39条まで」を「第37条、第38条、第40条の2」に、「。第34条」を「。第34条第1項」に、「及び第34条」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「及び第108条第3項」を「、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」に改める。

第136条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第39条」を「第40条の2」に改め、「第107条」と、「」の次に「同項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第144条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第145条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第148条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第108条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第150条第8項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければ」を「のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければ」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置ができる」に改め、同項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかつた場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第153条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「」及び「」という。)」を削る。

第166条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第170条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「(第39条第2項を除く。)」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」を加える。

第173条第6項第1号中「」は、「」の次に「原則として」を、「10人以下」の次に「とし、15人を超えないもの」を加え、同号ア中(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。

第180条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第181条第4項に後段として次のように加える。
この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第181条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第183条の3中「、第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「(第39条第2項を除く。)」を、「場合において」の次に「、第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と「」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に改め、「同じ。」と「」の次に「同項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」を「共生型短期入所生活介護従業者」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」を加える。

第190条中「、第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第38条(第4項を除く。)、第39条」を削り、「第41条まで」の次に「(第38条第4項及び第39条第2項を除く。)」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」を加える。

第203条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第206条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「(第39条第2項を除く。)」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第3

4条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「第154条中」を「第145条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第154条中」に改める。

第215条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第216条第4項に後段として次のように加える。

入2にば
短条。け
の8くな
て第除じ
全法を講
期第)れ
は員る置
者門す措
業專類な
事援に要
護支れ必
介護こに
養介他め
療のた
所士そる
入祉者せ
る。入祉
期福るさ
講師短護す
ト護資研
定介有受
指、をを
型師格修
改め、者基礎
該師る基
ハツ看のな
当護める
い者令護
お業政介
場介定認
の養規、な
合護する
に従る症
て、看定係
こ療にしら
所項対な

第 216 条に次の 1 項を加える。

5 第2章 ユニットをた者への景護講介を定す。業な期觀つ境ない。ソラカ業害の入点てがん。セラム短る。アラムら務さ。セラム指保動就ば。セラム型確言のれ。セラム所か業害。セラムは當止。セラムに相防。セラム適わ範る。セラム行なす。セラム事にかと。セラム業おつを。セラム切れ囲た。セラムニ性超の。セラムツなた針。セラムト言もの。セラム型動の明。セラム短優り等。セラム所な入要。セラム療関所な。セラム入的期必。

第228条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第234条中第9号を第10号とし、第8号

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

業者令護従施設規定の項に對し、認知症介護者第2条は、8くなければならぬ。この規定は、2項の規定に對して次のように入介する。事業法を講じなければならない。

第235条に次の1項を加える。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第239条中「第27条」の次に「、を並びに改めることとする。」を第38条第2項に設ける。この規定は、第239条の規定による改めることとする。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

「第38条まで改中を以て改め、「第39条及び第40条」を「第39条及び第40条」に改める。」

第259条中第6号を第7号とし、第5号の
(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又は発生の恐れがある場合には、速やかに措置を講じなければならぬ。

(1) 当該指定福祉用具事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話による装置等を活用して行うことができるものとする)を6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底すること。

(2) 当該指備を整備する旨を該当の事業所に通知する。

(3) 当該指定管理者の福利厚生事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及び防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

2 第263条 福祉事業の第2項と第3項は、かつ、代に前項にこれに該する事項を事付ける場合に、かかる貸備に用いられる中用所に同様に規定する。但し、前項の規定による貸備に用いられる中用所に該する事項を事付ける場合に、かかる貸備に用いられる中用所に同様に規定する。

第267条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第38条(第4項を除く。)」、「第38条第4項を除く。」、「第38条第4項を除く。」、「第38条(第4項を除く。)」、「第39条」を削り、「第41条まで」の次に「(第38条第4項を除く。)」、「第259条」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第108条第2項ただし書」を「第108条第1項、第2項及び第4項中」「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項ただし書に改める。

第278条中「第27条」の次に「、「第32条の2」を加え、「及び第2項」を「、「第2項及び第4項」に改め、「第259条」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第33条第3項第1号及び第3号並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第108条第2項ただし書」を「第108条第1項、第2項及び第4項中」「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項ただし書に改める。

本則に次の1章を加える。

第14章 雜則

(電磁的記録等)

第279条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第12条第1項(第42条第4、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第114条、第116条、第136条、第148条、第170条(第183条において準用する場合を含む。)、第183条の3、第190条、第206条(第218条において準用する場合を含む。)、第239条、第250条、第265条、第267条及び第278条において準用する場合を含む。)及び第226条第1項(第250条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第16条から第18条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)
第5条 熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第70号)の一部を次のように改正する。
目次中「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第266条—第268条)」を 第14章 雜則(第269条)
第266条—第268条) に改める。

第4条に次の2項を加える。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第55条の2第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第55条の2に次の1項を加える。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条の2の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第55条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時ににおいて、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第55条の3に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第55条の4に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第55条の9の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第55条の10の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第55条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第63条中「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改める。

第73条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第73条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第73条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

5 第75条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改める。

第83条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第85条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「、第

69条及び第73条の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改め、「設備及び備品等」との次に「、第73条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」とを加える。

第87条第1号中「構成される会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならぬ。)」を加える。

第92条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第94条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「、第69条及び第73条の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改め、「設備及び備品等」との次に「、第73条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」とを加える。

第96条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言は、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

第96条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとこころによるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

(4) それぞれの利用者について、提供了した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第122条第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第122条の2第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講するために必要な措置を講じなければならない。

第122条の2に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第122条の4中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第123条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第126条中「第52条の3」の次に「、第55条の2の2」を加え、「第55条の4中」を「第55条の4第1項中」に改める。

3 終るつに
第1要所な
規像。)
書状シ含
しの一を
の態ヨム。
に連項がに連
第必業接
りて事密
よじ設の
に応(併と
規定に)
大者テ等
た用スム
項目利護一
5、看ホ
第も問人
は、て訪老
は、つ防護
事合介特
業で護別
護場定る
介た指すと
する。)
活つは設と
生か又併こ
そな所をる
入し療所す
院設を
期置診業保
短配、事確
防を院設を
予員病併員
護職、該職
介護は当護
定看に、看
号場てより

第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所委員会(テレビ電話による会議用の設備を有するものとする。)をおおむね6月に1回開催する。この会議では、各施設の感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する。

(2) 当該指定介護予防事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

「原則として」を、「10人以下」の次に号ア中(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。

第159条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。
(10) 営業の陳述のうちの措置に関する事項

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第160条第4項に後段として次のように加える。

全専類な措置は、支拂に必要援に要する事業介他めは、被護者に業介社者せ護士そる事、のた活福るさ護す講受有介所をを入、をを修格師期、者礎修護者、基護定のを令護者ト者、のな防看のな准等的予准等的指看定係型(でに)、業介政介ニ從る症、護す知認定該介定認い入2にればお期第)場合防8くな場予第除じの護法を講置をの員、者こ介の員、者を

第181条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、同項中」に改め、「、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と」を削り、「第122条の2第3項及び」の次に「第4項、」を、「122条の4第1項」の次に「並びに第123条第2項第1号及び第3号」を加え、「第136条中」を「第136条第1項中」に改める。

第196条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第197条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第197条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第214条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第215条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第216条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第216条に次の1項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第220条中「第54条まで」の次に「、第55条の2の2」を加え、「第55条の9まで、第55条の10、」を削り、「第55条の11」の次に「まで、（第55条の9第2項を除く。）」を、「第53条」の次に「、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号」を加え、「第55条の4第4中」を「同項中」に、「第215条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とある「、「第142条予防特定施設従業者」と「第215条」とに、「読み替える」とある「、「第142条の2第2項第1号及び第3号中」を「、「介護予防短期入所生活介護従業者」とある「、「介護予防特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第234条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第237条中「第54条まで」の次に「、第55条の2の2」を加え、「第55条の9まで、第55条の10、」を削り、「第55条の11」の次に「まで、（第55条の9第2項を除く。）」を、「第53条」の次に「、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号」を加え、「第55条の4第1項中」に、「第212条第2項」を「第142条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とある「、「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第212条第2項」に改める。

第245条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第248条に次の1項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第249条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつつできる。関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

「第2項準1介える。」「2ての「加えりびお5項」を、「条第4号リ55」用55をすの予護る。

本則に次の1章を加える。

第14章 雜則

(電磁的記錄等)

者書つお第お953てのに
る(よに(に922い人機
た面に条項条1第(第つ他算
当書覚の12第(第6(条項)そ子
にて知こ第6(条項)そ子
た面に条項条1第(第つ他算
供いの下51条11。式電
提お人以の第45第く方
のに等。条(82条除的て
ス定形う1条1第2を気つき
ビ規図い55第、1の磁あで
一の、を第4、条2もでが
サ例字物(1条7第る式録ヒ
防条文体の第43びす方記こ
予の他有も、72及定的るう
護こののる条1第(規子れ行
介、その他6第(に電られ
定ち本のさ2、条む項(作上
指う複そ定130含次録で
びの、紙想第の2を記式)
及の本たは、条2合びの方
者も副れ又条7第場並磁い
業る、さ、46、る)電ない
事す本載れ91)す。るきを
ス類正記さ第第。用む係での
ビに、が定、む準含にがま
一ら本報規条)含てを面とる
サレ抄情が5。をい合書これ
防こ、ると8む合お場該るさ
予他本きこ第含場に當す併
指保文こ)7る準2て代て理
条成、類する。第すて第いにつ
は、認て3てに条条6
は、面てい6
い条6
は、知じ
は、覚る

2 よる情報処理の用に供される。他の者及び業者との間で締結された契約書類を指す。この「又」は、被保有する個人情報を保護するための規制を規定する法律等によるものである。

附則第16条から第18条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)
第6条 熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第71号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第3節 運営に関する基準（第47条－第55条）」を「 第3節 運営
第6章 雜則（
に関する基準（第47条－第55条）
第56条）」に改める。

第3条に次の2項を加える。
4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効的に努めなければならない。

第4条 第4項に規定する所の、(じす)人を介護するための施設の運営に係る事務は、(が)福祉施設の運営に係る事務と同一のものとする。但し、(が)福祉施設の運営に係る事務とは、(が)福祉施設の運営に係る事務と同一のものとする。

護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定地域密着型サービス基準第167条第2項の規定により配置される看護職員に限る。）を除き」を削り、同条第11項中「指定地域密着型サービス基準」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第17条第6項中「召集して行う会議」を「召集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」に改める。

第22条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第22条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第22条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

（業務継続計画の策定等）

第30条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のために必要な訓練」を加え、同項第4号中「及び」を「又は」に改める。

第35条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第41条第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 第45条に次の2項を加える。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、入居者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行いうよう努めなければならない。
- 第46条第2項第1号中「入居定員は、」の次に「原則として」を、「以下」の次に「とし、15人を超えないもの」を加え、同号ア中(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。
- 第48条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。
- 第52条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第53条第4項に後段として次のように加える。
- この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 第53条に次の1項を加える。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 第55条中「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加える。
- 本則に次の1章を加える。

第6章 雜則 (電磁的記録等)

- 第56条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、が書きとが記載され、副本、複本、その他の文字、図形等人の知覚によって認識する）が規定され、された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行う場合を含む。）及び第13条第1項（第55条において準用する場合を含む。）並びに規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- 2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第5条から第7条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

（熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正）

第7条 熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第72号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第3節 運営に関する基準（第46条—第54条）」を「 第3節 運営に関する基準（第46条—第54条）」に改める。

第55条 第3条に次の2項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、介護保険施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行いうよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書中「、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（第43条に規定するユニー

ット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。) を除く。以下この項において同じ。) にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き」を削り、同条第7項中「栄養士又は介護支援専門員に」を「栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員に」に改め、同項第1号及び第2号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第3号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第8項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第17条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第20条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のために必要な訓練」を加える。

第35条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止

のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、入居者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行いうよう努めなければならない。

第45条第2項第1号中「入居定員は、」の次に「原則として」を、「以下」の次に「とし、15人を超えないもの」を加える。

第47条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雜則

(電磁的記録等)

第55条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他に類するもののうち、この条例の規定において書面(書類、文書、証明書、副本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができるが、又は想定されるもの(第10条第1項(第54条で準用する場合を含む。)並びに次項に規定する方式、磁気的方式その他の算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うこととが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第6条から第10条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)
第8条 熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第73号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 運営に関する基準(第47条ー第55条)」を「第3節 運営に関する基準(第47条ー第55条)」に改める。

第56条 第3条に次の2項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、入院患者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行いうよう努めなければならない。

第4条第1項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上

第4条第3項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上

第4条第6項中「第1項第5号」を「第1項第6号」に、「第3項第6号」を「第3項第7号」に改め、同条第7項ただし書中「、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。））を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き」を削り、同条第8項中「第1項第5号」を「第1項第6号」に、「第3項第6号」を「第3項第7号」に改める。

第17条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第18条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第20条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第20条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第29条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養型医療施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のために必要な訓練」を加える。

第34条に次の1項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第39条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催することとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、入院患者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第44条第2項第1号中「入院患者の定員は」の次に「、原則として」を、「以下」の次に「とし、15人を超えないもの」を加え、同号ア中(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。

第45条第2項第1号中「入院患者の定員は、」の次に「原則として」を、「以下」の次に「とし、15人を超えないもの」を加え、同号ア中(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。

第46条第2項第1号中「入院患者の定員は、」の次に「原則として」を、「以下」の次に「とし、15人を超えないもの」を加え、同号ア中(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。

第48条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第52条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第53条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第53条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第27条まで」の次に「、第29条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雜則

(電磁的記録等)

第56条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うこ場合を含む。）及び第14条第1項（第55条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法）その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第9条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第10条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上

附則第11条及び第12条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)
第9条 熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年熊本県条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第3節 運営に関する基準（第47条—第55条）」を「 第3節 運営
に関する基準（第47条—第55条）」に改める。

第56条

第3条に次の2項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必要な

体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書中「、介護医療院（ユニット型介護医療院（第44条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き」を削る。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第17条第6項中「召集して行う会議」を「召集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」に改める。

第20条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第20条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させたために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第30条の2 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のために必要な訓練」を加える。

第35条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、

その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。
(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第45条に次の2項を加える。

- 3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、入居者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第111条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第46条第2項第1号中「入居定員は。」の次に「原則として」を、「以下」の次に「とし、15人を超えないもの」を加える。

第48条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第52条中第8号を第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

- 第53条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニットに介入した医師が保護する型

この場合に於いて、(該アドバイザリーリソース院は、主として從業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第53条に次項を追加する。この規定は、
五

- 5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院の運営を確保するため、上場において行わられる性的な言動又ははさみの行為を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雜則

(電磁的記録等)
第56条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、

及る。その気の無い方を的確に記述する。磁場の強度を測定する式は、
次に示す如きである。
式は、
次に示す如きである。

できない方法をいう。)によることができる。
附則第2条から第7条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第7条の次に次の1条を加える

卷之二十一

附 则

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- る老養。をに条す
間、する護別む合準0関
の関養特含場基3に
でに別新をるの第準
ま準特(合す當び基
日基新2場用運及の
1の(の)る準び項當
3當項条すて及4運
月運52用い備第び
3び第3準お設条及
年及条第てにの3備
6備3、い条ム第設
和設第()お3一)
令の()に5ホ。ム
らム。む条第人う一
か一う含3例老いホ
)ホいを5条護と人
う老」場び基県例費
い護例る及ム本条輕
と養条す条一熊準県
別準用9ホの基本
日特基準4人後ム熊
行県ムて第老正一の
施本一い、護改ホ後
(正護9第新定養よ
「熊ホお条養る人正
經日改養4例(規新に
直下の人に3別よ老改
防例規下基一4、例3
係行よ特例準3条下規
過(正護9第新定養よ
に施し新条基第2以
のの条の(以ムホ3)
の条(一人第)条第3
1例ホ老びむする、
2 第条人護及含関の

のる例第1例(69)、6ス条)。場施
条す条例1条03む。第ビ4む。社
5用準条第準22含例17含する福
2準基準、基第第を条サ1を用人
第てム基条等、合准防第合准老
例い一等8ス条)。場基予、場て護
条おホス9ビ0。る等護3するい介
准に人ビ第一9む。ス介のすお定
基条老一、サ1含用ビ新条用に指
ム3費サ条宅第を準一(7準条新
一5軽宅9居、合てサ条6て5(

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

新特別養護老人ホーム 基準条例第36条第4項第1号及び第51条第4項第1号	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設 基準条例第5条第1項第3号	新特別養護老人ホーム基準条例第12条第1項第4号
新居宅サービス等基準 条例第173条第6項第1号	第53条第2項	第41条第2項（第53条において準する場合を含む。）
	入所定員	利用定員
新介護予防サービス等 基準条例第156条第6項第1号	新指定介護老人福祉施設 基準条例第5条第1項第3号	新居宅サービス等基準条例第150条第1項第3号
	第53条第2項	第181条第2項
新介護老人保健施設基 準条例第45条第2項第1号	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設 基準条例第5条第1項第3号	新介護予防サービス等基準条例第132条第1項第3号
新介護療養型医療施設 基準条例第44条第2項第1号、第45条第2項第1号及び第46条第2項第1号	第53条第2項	第160条第2項
	入所定員	入院患者の定員
新介護医療院基準条例 第46条第2項第1号	新指定介護老人福祉施設 基準条例第5条第1項第3号	新介護療養型医療施設基準条例第4条第1項第2号及び第3号、同条第2項第2号及び第3号、同条第3項第2号及び第3号、附則第2条第2号、附則第3条、附則第9条並びに附則第10条第2号及び第3号
	第53条第2項	第53条第2項
新介護医療院基準条例 第46条第2項第1号	入所定員	入居者の定員
	新指定介護老人福祉施設 基準条例第5条第1項第3号	新介護医療院基準条例第4条第1項第2号及び第3号並びに第6項第2号
	第53条第2項	第53条第2項

- 8 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であつて、第1条の規定による改正前の熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第36条第4項第1号ア(オ)及び第51条第4項第1号ア(オ)、第4条の規定による改正前の熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第173条第6項第1号ア(エ)、第5条の規定による改正前の熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第156条第6項第1号ア(エ)、第6条の規定による改正前の熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第46条第2項第1号ア(エ)及び第8条の規定による改正前の熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第44条第2項第1号ア(エ)、第45条第2項第1号ア(エ)及び第46条第2項第1号ア(エ)に規定する要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

- 9 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第22条の2（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第20条の2（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第20条の2（新介護療養型医療施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第20条の2（新介護医療院基準条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めな

ければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 例お人新人用医第5条に老(老準型例規)の講基3軽1介い療準)の講基5新第新お護基。るを第一、条、に介院む。あ置本び項1)条新療含と措人及14)4(医を)る老条第第む5項護合ばげ第一第9条例含第1介場れ掲養40条を例第新するけに別第3準合條条びする号特、第基場準9及用じ4新条例設る基3)準講第の第基福準健條含お措もで例ム人て保準をにるととも一老い人基合条げると間4準祉用施例むいて置に、3条施す設第。にてを、間4準祉用施例むいて置に、3条施す設第。

(介護施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 薄島郁夫

熊本県条例第19号

本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
熊等の二部を改正する条例

(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

- 第1条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年熊本県条例第76号）の一部を次のように改正する。

に改める。

じなければ」に改める。

第32条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第34条に次の1項を加える。

職場における観点から、確保するを確保するは、事業者は、宅介護指定居宅介護適切な提供のを確保するから、

いて行なうべき範囲を明確に定め、その範囲内に於ける業務の性質をも考慮して、従業者の就業環境を改善するための措置を講じなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。
(業務継続計画の策定等)

(業務継続計画の策定等)を含む。

第34条の2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 必要な業務実施計画について周知するとともに、
必要性を定め、定期的に実施する。
は定期的に実施する。

- 3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第35条に次の1項を加える。
- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
- 第36条に次の1項を加える。
- 2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 第36条の次に次の1条を加える。
(身体的拘束等の禁止)
- 第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 第41条の次に次の1条を加える。
(虐待の防止)
- 第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 第44条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。
- 第49条第1項中「第33条」の次に「、第36条の2」を加え、「第36条」を「第36条第1項」に改め、同条第2項中「第33条」の次に「、第36条の2」を加え、「第36条」を「第36条第1項」に、「第48条第2項」を「同条第2項」に改める。
- 第60条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。
- 第69条中「第74条」を「第74条第1項」に改める。
- 第70条に次の1項を加える。
- 4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 第72条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- 3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 第73条第2項中「指定療養介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。
- (1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及

びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第74条に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第75条を次のように改める。

第75条 削除

第77条第2項第3号中「第75条第2項」を「次条において準用する第36条の2第2項」に改める。

第78条中「第37条、第38条第1項」を「第34条の2、第36条の2から第38条(第2項を除く。)まで」に、「第41条」を「第41条の2」に改める。

第87条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第91条中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第92条第2項中「指定生活介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第94条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第95条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「及び第75条から第77条まで」を「、第76条及び第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第95条において準用する第75条第2項」と、同項第4号及び第5号」を「から第5号までの規定」に改める。

第95条の5中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第110条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第75条」を削り、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第110条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第75条」を削る。

第123条中「第35条」を「第34条(第1項及び第2項を除く。)」に改める。

第149条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第149条において準用する第75条第2項」と、同項第4号及び第5号」を「から第5号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第149条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第158条第2項第3号中「第75条第2項」を「第36条の2第2項」に改める。

第159条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第75条」を削り、「第94条」を「第94条第1項」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第159条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第75条」を削る。

第160条中「第206条」を「第204条」に改める。

第163条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第170条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第172条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第1

72条において準用する第75条第2項」と、同項第4号及び第5号を「から第5号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第183条に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第184条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)
第184条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関する必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方により公表しなければならない。

第185条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第185条において準用する第75条第2項」と、同項第4号及び第5号を「から第5号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第190条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第190条において準用する第75条第2項」と、同項第4号及び第5号を「から第5号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第191条第1項中「第206条」を「第204条」に改める。

第194条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第194条において準用する第75条第2項」と、同項第4号及び第5号を「から第5号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第194条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第194条の12及び第194条の20中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第200条に次の1項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定期間を確保する観点から、上級職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とし、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者に就業環境が害されない。

第201条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第201条における第75条第2項」と、同項第4号及び第5号を「から第5号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第201条第4項中「日中サービス改め、共同生活援助事業所」に改める。「第75条は「日中サービス改め、共同生活援助事業所」に改める。

第201条共同生活援助事業所の「日中サービス改め、共同生活援助事業所」に改め、「第75条は「日中サービス改め、共同生活援助事業所」に改める。

第201条の11中「第37条」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」と、同項第4号及び第5号を「から第5号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第201条の21に次の1項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者に就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第201条の22中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条は「第201条の22において準用する第75条第2項」と、同項第4号及び第5号を「から第5号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第202条第1項中「及び第4項」を削り、同条第2項中「第5項」を「第4項」に改める。

第206条中「第210条」を「第208条」に改め、同条を第204条とし、第207条を第205条とし、第208条を第206条とし、第209条を第207条とする。

第210条第1項中「第37条から」を「第34条の2、第36条の2から」に、「第61条まで」を「第62条まで」に改め、「第72条まで」の次に「、第76条」を、「第83条」の次に「、第88条から第90条まで」を加え、「第94条の」を「第92条から第94条までの」に、「第210条第1項において準用する第91条」を「第

年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。
附則第14項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。
(熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)
第2条 熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成2

4年熊本県条例第3条第3項第7号)の一部を改正する。「講ずるよう努めなければ」を「講

第 8-1 項を第 8-9 項とし、第 8-8 項を第 8-5 項とする。

九八、同人同條同項改め。九二、同項同項改め。

⁵ 项」を「第三章 本法の適用範囲」に改めることとする。

(以下「機器の通信規制条例」を指す)第1条(適用範囲)この法律は、電気通信事業者による機器の通信規制のための規制を定めることとする。

4 う。障害者等の利用者が、指定就労支援事業者を指す。障害者等の利用者が、指定就労支援事業者を指す。障害者等の利用者が、指定就労支援事業者を指す。

就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第46条中「第52条」を「第52条第1項」に改める。

第47条に次の1項を加える。

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第47条の次に次の1項を加える。

(業務継続計画の策定等)

第47条の2 指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第49条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第50条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第52条に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第53条に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第59条の次に次の1項を加える。

(虐待の防止)

第59条の2 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)
第3条 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第78号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第25条に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範

囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項中「療養介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第28条に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第2章中第32条の2を第32条の3とし、第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第76号)第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整に努めなければならない。

第48条第2項中「生活介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第50条、第55条及び第60条中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第63条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第64条第2項中「第5項まで及び第7項」を「第6項まで」に改める。

第67条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労

第39条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第41条に次の1項を加える。

- 3 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第45条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第45条の2 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(熊本県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)
第5条 熊本県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第80号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければならない」に改める。

第5条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第14条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第14条の2 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 地域活動支援センターは、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- 4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第15条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第15条の2 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第16条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第19条の2第1号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止

のための指針を整備すること。

- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第19条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第19条の2 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該地域活動支援センターにおいて、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(熊本県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 熊本県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第6条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第12条の2 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第17条の2第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該福祉ホームにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第17条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第17条の2 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該福祉ホームにおいて、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（非常災害対策）」を付し、同条

第1項中「児童福祉施設」の次に「（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第11条の2及び第12条第3項において「障害児入所施設等」という。）を除く。以下この条及び第12条第2項において同じ。）」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

2 障害訓練は、その月毎に実施される。これは、他の災害による避難訓練を行なわなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めることとする。

4. 前各第2項の相室は、障害相互通報設置等について准用する

前条第3項の規定は、障害児入所の規次第を加え、

第11条の次に次の1条を加える。
(業務継続計画の策定等)
第11条の2 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開に備えるための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画を作成するに必要な措置を講じなければならない

2 障害児入所施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第1・2条中第4項を第5項とし、第2項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加え

第12条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、

(1) 当該障害の防止のため、(1)～(5)の措置を講じなければならない。

(1) 当該障害発生所施設等における感染症及び食中毒の予防及びよん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること

(3) 当該障害児入所施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第27条第8項中「おいて同じ。）」の次に「若しくは大学院（同法第97条に規定する大学院をいう。以下同じ。）」を、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第36条第5項中「大学」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第59条第7項中「大学」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科

第69条第3項中「4.3」を「4」に改め、同条第15項中「乳幼児おおむね4人

中 1 同 項 第 1 め、「看 項 次
項 第 6 項 第 改 改、の 8 に
8 条し 1 5 条 に に 項 第 次
1 同 と 第 1 同」」0 「の
第 2 項 「第 1 号 号 号 1 を 項
条し 9 を 「し 5 4 2 第」 同
同 と 1 を と 第 第 第 び 号、
項 第 項」 項 項 項 及 1 し
、 項 第 項」 項 項 項 及 1 し
に 第 を 第 第 第 「「次 7 9
」」 条 項 「項 条 を を の 第 第
項 同 同 、「3 同」」 「を
6 を 、 に 1 を 号 号 号 員 中 項
第 第 項め」 第 項 5 4 2 職 項 8
び 同 改 号 「4 第 第 第 当 9 第
及 に 2 中 1 項 項 項 担 第 中
項め」 第 項 第 7 7 7 練 条 条
第 に 4 5 1 同 「「能、機 し、
項 第 」し 7 第 第 第 改 1 1
1 、「」 第 1 第、中 中 中 機 し、
号 項 第 条し 項 項 項 「と と
を 5 5 「号 と 1 条 条 条 に 第 第
第 1 を 2 項 第 同 同 同」 条 条
」第 1 を 、 項 1 1 1 め 2 1
項 第 」し 7 第 第 第 改 1 1
5 5 5 「号 と 1 条 条 条 に 第 第
第 1 を 2 項 第 同 同 同」 条 条
ひ 第 」第 8 条 、 項 同 同
項 第 」し 7 第 第 第 改 1 1
1 、「」 第 1 第、中 中 中 機 し、
号 項 第 条し 項 項 項 「と と
を 4 3 第 を と と と 第 項 項
及 に 「号 項 1 同 し、し 9 を を
1 5 3 「を 、 1 1 1 を え め る。
第 第 1 中 項め」 を を を 第 員 号 項
第 第 項 第 改 号 項 項 項 び 職 1 1
7 条 に 1 3 同 同 及 護 第 の

10 活を行なうする場合、主に該当する場合は、医療看護職員の職業的特徴をもつた児童発達支援センターは、各障害の生活に及ぼす影響を考慮して、児童を受け入れるには何らかの制限がある。しかし、児童の受け入れが困難な場合は、児童の保護者に相談して、児童の受け入れを認めることとする。

訪問支援センターに達成支援を発達障害の児童青少年のための専門的支援を行なう。

問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

- (2) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

- (3) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第85条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「及び第2項」を「、第2項」に改め、「機能訓練担当職員」の次に「及び第3項の看護職員」を加え、「する」を「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 福祉型児童発達支援センターは、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常に受けすることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は、看護職員を配置しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、看護職員を配置しないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を当該福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

- (2) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。第10項第2号において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。第10項第2号において同じ。）を行う場合

- (3) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。第10項第3号において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。第10項第3号において同じ。）を行う場合

第97条第3項及び第105条第7項中「、大学」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

（熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）
第8条 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年熊本県条例第82号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第6条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者（学校教育法第1条による規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定による第2年学校教育を修了した者を含む。）又は福社サービスに係る業務に従事したものと認定した者であつて、2年以上障害及び第79条において同じ。）」を「又は保育士」に、「、保育士又は障害児が日常生活を営むため必要な機能訓練を行なう」を「、障害児が日常生活を営むために必要な機能訓練を行なう」に、「、機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め、「」を「」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常に受けすることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書きを加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、看護職員を有しないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条第4項第2号及び第73条第2項第2号において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条第4項第2号及び第73条第2項第2号において同じ。）を行う場合

- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為

(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条第4項第3号及び第73条第2項第3号において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条第4項第3号及び第73条第2項第3号において同じ。)を行う場合

第6条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士」に改め、同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同条第2号中「(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定により機能訓練担当職員又は看護職員(以下この条、次条及び第73条において「機能訓練担当職員等」という。)を有した場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第7条第4項中「日常生活」を「、日常生活」、「機能訓練担当職員を」「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行なう場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、看護職員を有しないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行なう場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行なう場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所(同法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行なう場合

第7条第8項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項中「第5項第1号」を「第6項第1号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「第4項」の次に「及び第5項」を加え、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第5項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号の児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第7条第5項中「前項」を「前2項」に改め、「の各号に掲げる従業者」の次に「(第4項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行なう場合に限る。)医療的ケアを行うため必要な数

第7条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定により機能訓練担当職員等を有した場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第28条第5項中「会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行なうことができるものとする。)」を加える。

第38条中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

第39条に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第39条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第39条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行なうものとする。

第41条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参

加が得られるよう連携に努めなければならない。

第42条第2項中「指定児童発達支援事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第44条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第45条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第46条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第52条第3項中「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を加える。

第56条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第71条中「第44条第1項中」を「第44条第1項中」に、「第55条第2項第2号」を「同項第2号」に改める。

第73条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「日常生活」を「、日常生活」に、「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むたために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行なう場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書きを加える。

ただし、次の各号のいづれかに該当する場合は、看護職員を有しないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対し医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とし、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行なう場合

(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為の業務を行なう場合

第73条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定により機能訓練担当職員等を有した場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行なう時間帯を通じて専ら該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第79条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を

削る。

第81条の3第2項中「の規定による大学の学部で」を「第1条に規定する大学(短期大学を除く。)若しくは同法第97条に規定する大学院において」に改め、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第81条の9中「第39条」の次に「、第39条の2」を加える。

第89条中「第39条」の次に「、第39条の2」を加え、「第44条中」を「第44条第1項中」に改める。

第90条中「第6条第1項、第2項及び第4項、第7条」を「第6条第1項から第3項まで及び第5項、第7条(第5項及び第8項を除く。)」に、「第73条第1項、第2項及び第4項」を「第73条第1項から第3項まで及び第5項」に改め、「同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「同条第3項及び第5項中」を加え、「、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定通所支援」と、「第5項」を「第6項」に、「同条第6項」に、「同条第7項」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第10項」に改め、「、指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、「同条第4項中「指定放課後等デイサービス」を「同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」に改め、同条に次の1項を加える。

2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第6条第6項及び第73条第6項に規定にかかるわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第9条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第83号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第1項第3号ア中「4.3」を「4」に改め、同号イ中「である乳児又は幼児(次条第5項第3号及び第52条第1項第2号イにおいて「乳幼児」という。)」の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数」を「の数を4で除して得た数」に、「当該合計数」を「当該数」に改め、「同条第7項」に改め、「第2項」を「第4項」に、「第3項」を「第5項」に、「第4項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 前項の心理担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(短期大学を除く。)若しくは同法第97条に規定する大学院において心理専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めたり者であつて個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第6条第5項第3号中「乳幼児」を「乳児又は幼児(第37条第4項及び第52条第1項第2号イにおいて「乳幼児」という。)」に改める。

第21条第5項中「会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第34条中「第40条」を「第40条第1項」に改める。

第35条に次の1項を加える。

(業務継続計画の策定等)

第35条の2 指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行ふものとする。

第37条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第38条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第40条に次の1項を加える。

第41条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第42条に次の1項を加える。

- 2 指定施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 委員会による定期的検討会を開催する。この対策は、業者に対する周辺の防護を目的とするものである。

- (2) 当該福祉施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行なうこと。
 (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第一回 嘴裏の運営を改め、常設の事務所を設立する

(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

10条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

「平生第一回の成績は、成績表に記入する。」
「成績表には、成績を記入する。」

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 熊本県条例(平成30年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第1条」を「第3条」に、「熊本県児童福祉施設の運営基準等に関する条例」を「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 賈

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(起算の跡地に係る経過措置)

第4項及び第42条第2項（新指定入所施設基準条例第57条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

9 ては、令和4年3月3日までに、同項中「うち半数以上は児童指導員又は
保育士でなければなりません」の規定を適用する。この条例の事業等の実施に
所支援助の事業等の実施に係る規定は、第6項の規定による。
1 0 第6項の規定によると、児童指導員又は児童指導員の准用規定は、
1 1 「第1項の規定による」として、児童指導員の准用規定は、第1項の規
定による。この規定は、児童指導員の准用規定を適用する。
1 2 第6項の規定によると、児童指導員の准用規定は、第1項の規定によ
る。この規定は、児童指導員の准用規定を適用する。
1 3 第6項の規定によると、児童指導員の准用規定は、第1項の規定によ
る。この規定は、児童指導員の准用規定を適用する。
1 4 第6項の規定によると、児童指導員の准用規定は、第1項の規定によ
る。この規定は、児童指導員の准用規定を適用する。
1 5 第6項の規定によると、児童指導員の准用規定は、第1項の規定によ
る。この規定は、児童指導員の准用規定を適用する。
1 6 第6項の規定によると、児童指導員の准用規定は、第1項の規定によ
る。この規定は、児童指導員の准用規定を適用する。
1 7 第6項の規定によると、児童指導員の准用規定は、第1項の規定によ
る。この規定は、児童指導員の准用規定を適用する。
1 8 第6項の規定によると、児童指導員の准用規定は、第1項の規定によ
る。この規定は、児童指導員の准用規定を適用する。
1 9 第6項の規定によると、児童指導員の准用規定は、第1項の規定によ
る。この規定は、児童指導員の准用規定を適用する。

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第20号

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例（昭和47年熊本県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成16年9月29日政令第239号)による改正前の」を削り、「掲げられた」を

「掲げる」に改める。

別表第2備考中「、第25号」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 改正後の水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において現に水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第38号の2若しくは第66号の2に掲げる施設又は同表第70号の2に掲げる施設(道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和2年政令第21号))の施行の日の前日において特定施設であったものを除く。)を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される排出水については、施行日から6月間は、適用しない。ただし、施行日において既に当該工場又は事業場に当該施設以外の特定施設が設置されているときは、この限りでない。

熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第21号

熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(平成27年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。

- 第2条第3号中「」をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条に次の2号を加える。
 - (6) 自転車貸付業者 自転車の貸付けを業とする者をいう。
 - (7) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって他人の生命、身体又は財産を害したときに生じた損害を賠償する責任が発生した場合に、これによる損害を填補するための保険又は共済をいう。
- 第3条中「及び自転車小売業者」を「、自転車小売業者及び自転車貸付業者」に改める。
- 第5条第4項を削る。
- 第8条第2項を次のように改める。

2 事業者は、県が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。

第9条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第13条を第19条とし、第12条を第18条とし、第11条を第17条とする。

第10条中「及び自転車小売業者」を「、自転車小売業者及び自転車貸付業者」に改め、同条を第16条とし、第9条の次に次の6条を加える。

(自転車貸付業者の責務)

第10条 自転車貸付業者は、自転車の借受人が自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、必要な啓発に努めるものとする。

(自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入)

第11条 自転車利用者(未成年者を除く。以下この条において同じ。)は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用によって他人の生命又は身体を害したときに生じた損害を賠償する責任が発生した場合に、これによる損害を填補することができるものに限る。以下「自転車損害賠償保険等(生命身体)」といふ。)に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(生命身体)への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

- 2 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用によって他人の財産を害したときに生じた損害を賠償する責任が発生した場合に、これによる損害を填補することができるものに限る。以下「自転車損害賠償保険等(財産)」といふ。)に加入するよう努めなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(財産)への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

(保護者の自転車損害賠償保険等への加入)

第12条 保護者は、その保護する者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(生命身体)に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(生命身体)への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

- 2 保護者は、その保護する者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(財産)に加入するよう努めなければならない。ただし、当該保護者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(財産)への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

(事業者の自転車損害賠償保険等への加入)

第13条 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(生命身体)に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(生命身体)への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

- 2 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(財産)に加入するよう努めなければならない。ただし、当該事

- 業者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（財産）への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。
- （自転車貸付業者の自転車損害賠償保険等への加入）
- 第14条 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。
- 2 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（財産）に加入するよう努めなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（財産）への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。
- （自転車損害賠償保険等への加入の確認等）
- 第15条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車の購入者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）の加入の有無を確認するよう努めるものとする。
- 2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）に加入していることを確認できないときは、当該自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等（生命身体）への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、自転車を利用して通勤する従業員に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）の加入の有無を確認するよう努めるものとする。
- 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めるものとする。

附 則
この条例は、令和3年10月1日から施行する。

熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第22号

熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

熊本県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。
第8条第1項第3号中「第52条第4項及び」を「第52条第4項及び第5項並びに」に改める。

附 則
この条例は、令和3年6月9日から施行する。

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第23号

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例（平成26年熊本県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第7号中「及び」の次に「第5項並びに」を加える。
第4条第5号ア中「及び第12条第2項第3号」を「、第12条第2項第3号及び第13条第1項」に改める。

第10条に次の1項を加える。
5 控除対象特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第12条に次の1項を加える。
5 第10条第5項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第10条第5項中「事業報告書等又は役員名簿」とあるのは、「第3条第2項第5号若しくは第6号（これらの規定を第9条第5項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項第4号に掲げる書類」と読み替えるものとする。

第13条第1項中「書類（）」の次に「同項第3号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、前条第2項第2号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

第14条中「これらの書類」の次に「(第2号に掲げる書類(第3条第2項第5号及び第6号(これらの規定を第9条第5項において準用する場合を含む。)に掲げるものに限る。)、第3号及び第4号に掲げる書類並びに第7号に掲げる書類(第12条第2項第4号に掲げるものに限る。)については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和3年6月9日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例第13条第1項の規定は、同条例第2条第1項に規定する控除対象特定非営利活動法人がこの条例の施行の日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、当該控除対象特定非営利活動法人が同日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第24号

熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例を廃止する条例

熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例(平成21年熊本県条例第45号)は、廃止する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第25号

熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例

熊本県漁港管理条例(昭和37年熊本県条例第17号)の一部を次のように改正する。
第13条第3項中「1月(工作物の設置を目的とする占用にあっては3年)」を「10年」に改める。

別表第2備考第6号中「単価」を「金額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第26号

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

熊本県道路占用料徴収条例(昭和43年熊本県条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件 作物	単位	占用料		
		所在地		
		甲地	乙地	丙地
法第32条第1項に掲げる工作物	1本につき1年	690	630	610
		1,100	970	940
		1,400	1,300	1,300
		620	560	550
		990	900	880
		1,400	1,200	1,200
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	62	56	55
		6	6	5
		4	3	3
		1個につき1年	600	550
路上に設ける変圧器				540

	地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メートルにつき1年	370	340	330
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200	1,100	1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		520	470	460
	広告塔	表示面積 1平方メートルにつき1年	2,200	900	590
	その他もの	占用面積 1平方メートルにつき1年	1,200	1,100	1,100
法第32条第1項 第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	26	24	23
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		37	34	33
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		55	51	49
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		74	68	66
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110	100	99
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		150	140	130
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		260	240	230
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		370	340	330
	外径が1メートル以上のもの		740	680	660
	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検査の対象となる導線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	4	3
法第32条第1項 第3号に掲げる施設				12	11
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	990	900	880
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	620	560
		地下に設		370	340
					330

		ける もの				
	その他のもの			1, 200	1, 100	1, 100
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積		1, 200	1, 100	1, 100
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの	1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額 Aに0.008を乗じて得た額 Aに0.01を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			1, 100	450	300
	地下に設ける通路			670	270	180
	その他のもの			1, 200	1, 100	1, 100
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき1日		22	9	6
	その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき1月		220	90	59
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートルにつき1月	220	90	59
		その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	2,200	900	590
	標識		1本につき1年	990	900	880
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	22	9	6
		その他のもの	1本につき1月	220	90	59
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき1日	22	9	6
		その他のもの	その面積 1平方メートルにつき1月	220	90	59
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,200	900	590
		その他のもの		1,100	450	300
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積		1,200	1,100	1,100
令第7条第3号に掲げる施設		1平方メートルにつき1年		Aに0.033を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同		占用面積		220	90	59

条第5号に掲げる工事用材料	1平方メートルにつき1月			
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		120	110	110
令第7条 第8号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高架の道路の路 面下に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.0 16を乗じて得た額 Aに0.023を乗じて得た額 Aに0.005を乗じて得た額 Aに0.008を乗じて得た額 Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.0 19を乗じて得た額 Aに0.023を乗じて得た額 Aに0.033を乗じて得た額
	上空に設けるもの			
	地下(トンネルの 上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上の もの		
	その他もの			
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物		Aに0.0 16を乗じて得た額 Aに0.0 12を乗じて得た額	Aに0.0 23を乗じて得た額 Aに0.0 16を乗じて得た額
	その他もの			
令第7条 第10号に 掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物			Aに0.023を乗じて得た額
	その他もの		Aに0.0 12を乗じて得た額	Aに0.0 16を乗じて得た額
令第7条 第11号に 掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道路の路 面下に設けるもの		Aに0.0 16を乗じて得た額	Aに0.0 23を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	その他もの			Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.033を乗じて得た額
令第7条 第13号に 掲げる 施設	トンネルの上又は高速自動車国道 若しくは自動車専用道路(高架の ものに限る。)の路面下に設ける もの		Aに0.0 16を乗じて得た額	Aに0.0 23を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	その他もの			Aに0.033を乗じて得た額

別表備考第2号(2)中「、水俣市」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表(以下「新別表」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項若しくは第3項の規定による許可(以下「許可」という。)を受け、又は同法第35条の規定による同意(以下「同意」という。)を得て道路の占用をしている工作物、物件又は施設(施行日において許可を受け、又は同意を得たものを含む。以下「既存占用物件」という。)に対して徴収すべき令和3年度の占用料の額は、既存占用物件について新別表の規定を適用して算定した占用料の額が改正前の別表の規定を適用して算定した占用料の額に1.2を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を超える場合は、当該調整額とする。

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第27号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例
熊本県都市公園条例(昭和53年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。
別表第1の3の表を次のように改める。

3 法第6条第1項又は第3項の規定により許可を受けて都市公園を占用するときの使用料

区分	単位	所在地及び金額			
		熊本市	上益城郡益城町	八代市	水俣市
電柱	1本1年に つき	1, 100円	1, 100円	970円	940円
電話柱	1本1年に つき	650円	620円	560円	550円
支線柱	1本1年に つき	65円	62円	56円	55円
共架電線その他上 空に設ける線類	1メートル 1年につき	7円	6円	6円	5円
地下に設ける電線 その他の線類	1メートル 1年につき	4円	4円	3円	3円
変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所	1個1年に つき	1, 300円	1, 200円	1, 100円	1, 100円
郵便差出箱及び信 書便差出箱	1個1年に つき	550円	520円	470円	460円
鉄塔	1平方メー トル1年に つき	1, 300円	1, 200円	1, 100円	1, 100円
水道管外径0.0 、下水7メートル 道管、未満のもの	1メートル 1年につき	27円	26円	24円	23円
ガス管外径0.0 その他7メートル これら以上0.1 に類するもの 満のもの	1メートル 1年につき	39円	37円	34円	33円
外径0.1 メートル以 上0.15 メートル未 満のもの	1メートル 1年につき	59円	55円	51円	49円
外径0.1 5メートル 以上0.2 メートル未 満のもの	1メートル 1年につき	78円	74円	68円	66円
外径0.2 メートル以 上0.3メー トル未満 のもの	1メートル 1年につき	120円	110円	100円	99円
外径0.3 メートル以 上0.4メー トル未満 のもの	1メートル 1年につき	160円	150円	140円	130円

一トール未満のもの					
外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1メートル 1年につき	270円	260円	240円	230円
外径0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル 1年につき	390円	370円	340円	330円
外径1メートル以上のもの	1メートル 1年につき	780円	740円	680円	660円
興行、展示会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物（使用期間が1月未満のものに限る。）	1平方メートル1日に つき	31円	24円	9円	6円
興行、展示会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物（使用期間が1月以上のものに限る。）	1平方メートル1日に つき	29円	22円	9円	6円
その他の物件	1平方メートル1月につき	290円	220円	90円	59円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の3の表（以下「新別表第1の3の表」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る使用料について適用し、施行日前の占用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受け都市公園を占用している工作物、物件又は施設（施行日において許可を受けたものを含む。以下「既存占用物件」という。）に対して徴収すべき令和3年度の使用料の額は、既存占用物件について新別表第1の3の表の規定を適用して算定した使用料の額が改正前の別表第1の3の表の規定を適用して算定した使用料の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を超える場合は、当該調整額とする。

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県条例第28号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。
別表第2中備考以外の部分を次のように改める。
別表第2（第5条、第6条関係）

使用料

区分	単位	所在地			
		第1級地	第2級地	第3級地	第4級地
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他	1本につき1年	730	690	630	610
		1,100	1,100	970	940
		1,500	1,400	1,300	1,300
		650	620	560	550
		1,000	990	900	880
		1,400	1,400	1,200	1,200
		65	62	56	55
これらに類する工作物	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	7	6	5
		1年	4	4	3
	地下に設ける線類その他の線類	1個につき1年	640	600	550
	路上に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	390	370	340
	地下に設ける変圧器	1個につき1年	1,300	1,200	1,100
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	550	520	470
	郵便差出箱及び信書便差出箱	表示面積1平方メートルにつき1年	2,900	2,200	900
水管、下外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	1,300	1,200	1,100	1,100
		27	26	24	23
		39	37	34	33
		59	55	51	49
		78	74	68	66
		120	110	100	99
		160	150	140	130
ガス管その他これに類する物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	270	260	240	230
		270	260	240	230

			3 9 0	3 7 0	3 4 0	3 3 0	
			7 8 0	7 4 0	6 8 0	6 6 0	
通路、淨化槽その他これらに類する施設	上空に設ける通路 地下に設ける通路	使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 500 880	1, 100 670	450 270	300 180	
露店、商店	祭礼、縁日その他の品置場を催しに際し、一時的に他これに設けるものに類する施設	使用面積 1 平方メートルにつき 1 日	29	22	9	6	
	その他のもの	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	290	220	90	59	
看板、標識、旗お、幕及びアーチ	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	290	220	90	59
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	2, 900	2, 200	900	590
	標識		1本につき 1 年	1, 000	990	900	880
旗お	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき 1 日		29	22	9	6
	その他のもの	1本につき 1 月		290	220	90	59
幕 (工事用板囲、足場、詰所その他)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日		29	22	9	6
施設であるものを除く。)	その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月		290	220	90	59
アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1 月	2, 900	2, 200	900	590	
	その他のもの		1, 500	1, 100	450	300	
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料		使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	290	220	90	59	

別表第2備考第2号(3)中「、水俣市」を削り、同号(4)中「天草市、上天草市」を「水俣市、天草市、上天草市」に改める。

附 則

- (施行期日)
- 1 この条例は、令和3年5月1日から施行する。
 - (経過措置)
 - 2 改正後の別表第2(以下「新別表第2」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
 - 3 この条例の施行の際現に第5条第1項の規定による許可(以下「許可」という。)を受け臨港地区内の道路を使用している工作物、物件又は施設(施行日において許可を受けたものを含む。以下「既存使用物件」という。)に対して徴収すべき令和3年度の使用料の額は、既存使用物件について改正前の別表第2の規定及び新別表第2の規定を適用して算定した使用料の額が改正前の別表第2の規定を適用して算定した使用料の額に1.2を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を超える場合は、当該調整額とする。

熊本県育英資金貸与基金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第29号

熊本県育英資金貸与基金条例等の一部を改正する条例

(熊本県育英資金貸与基金条例の一部改正)

第1条 熊本県育英資金貸与基金条例(昭和47年熊本県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第13条中「2.5パーセント」を「1.5パーセント」に改める。

第2条 熊本県育英資金貸与基金条例の一部を次のように改正する。

第13条中「が到来した育英資金の返還債務を履行しない期間が6月を超えるごとに」を「の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ、」に、「6月につき1.5パーセント」を「つき年3パーセント」に改める。

(熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部改正)

第3条 熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例(昭和49年熊本県条例第68号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「年5パーセント」を「年3パーセント」に改める。

(熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の一部改正)

第4条 熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例(平成22年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第10条中「2.5パーセント」を「1.5パーセント」に改める。

第5条 熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の一部を次のように改正する。

第10条中「が到来した通学支援奨学金の返還債務を履行しない期間が6月を超えるごとに」を「の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ、」に、「6月につき1.5パーセント」を「つき年3パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条、第3条及び第4条並びに次項の規定は令和3年4月1日から、その他の規定は令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の熊本県育英資金貸与基金条例第13条の規定、第3条の規定による改正後の熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第11条第1項の規定及び第4条の規定による改正後の熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例第10条の規定は、令和3年4月1日以後の期間に対応する延滞利息又は延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞利息又は延滞金については、なお従前の例による。

3 第2条及び第5条の規定の施行の際現に育英資金又は通学支援奨学金の貸与の決定を受けている者に係る延滞利息については、第2条の規定による改正後の熊本県育英資金貸与基金条例第13条及び第5条の規定による改正後の熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

県民を振り込め詐欺被害から守る条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第30号

県民を振り込め詐欺被害から守る条例の一部を改正する条例

県民を振り込め詐欺被害から守る条例(平成21年熊本県条例第30号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県民を特殊詐欺被害から守る条例

本則(第2条第1項を除く。)中「振り込め詐欺」を「特殊詐欺」に改める。

第1条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において「特殊詐欺」とは、詐欺(刑法(明治40年法律第45号)第246条の罪をいう。)若しくは電子計算機使用詐欺(同法第246条の2の罪をいう。)に当たる行為のうち、面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込みその他の方により財物を交付させ、若しくは財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの又は面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺いた上で、窃盗(同法第235条の罪をいう。)、強盗(同法第236条の罪をいう。)若しくは恐喝(同法第249条の罪をいう。)に当たる行為をすることをいう。

第2条第2項から第5項までを削り、同条第6項第2号中「エー・ティー・エム」の次に「(現金自動預入払出兼用機をいう。以下同じ。)」を加え、同項第5号中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項を同条第2項とする。

第10条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第15条中「第2条第6項第5号」を「第2条第2項第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第31号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年熊本県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第9号作業の項中「指定感染症」を「新型インフルエンザ等感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和3年2月13日から適用する。